

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年6月19日（月）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地 覺君
委員	阿多己清君	委員	木野田 誠君
委員	中馬幹雄君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	塩井川幸生君
委員	蔵原 勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

中村満雄君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	島内拓郎君	まちづくり調整監	堀之内 毅君
建設政策課長	茶圓一智君	土木課長	猿渡千弘君
建設施設管理課長	仮屋園 修君	建設政策課政策G長	笛田純一君
道路整備第1G長	秋窪達郎君	土木課主幹	三島由起博君
建設政策課政策G主査	田籠美笛君	道路管理G主査	隈元秀一君
商工観光部長	池田洋一君	商工振興課長	谷口隆幸君
企業振興室長	住吉謙治君		

- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

四季の里自治会2班長 永野 洋君 四季の里自治会 松岡克明君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第44号 霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
陳情第2号 霧島田口地区の市道拡張を求める陳情書

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月13日の本会議で本委員会に付

託になりました、議案1件及び陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。(現地調査)

「休憩 午前 9時03分」

「再開 午後 10時36分」

△ 陳情第2号、霧島田口地区の市道拡張を求める陳情書

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第2号、霧島田口地区の市道拡張を求める陳情書について審査いたします。本日は、陳情者である四季の里自治会2班長永野洋様他1名に御出席をいただいております。永野様に議事の順序等について申し上げます。まず、陳情内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には、挙手をして委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して起立して発言をしていただきますようお願いいたします。また、陳情者は、委員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは説明をお願いいたします。

○陳述人（永野洋君）

この場を設けていただきまして、どうもありがとうございます。私、四季の里自治会2班長の永野でございます。本日は、霧島田口地区の霧島市道の拡張を求める陳情理由を述べさせていただきます。現在の四季の里の情勢としまして三つの懸念事項がございます。まず、第一に自然界において、平成29年3月20日以降、霧島山の新燃岳の火山性地震回数が増加しておりまして、警戒レベルは現在2から1に落ちておりますが、噴火した場合は、当地は完全に孤立化するというところが、住民が最も不安に思っているところであります。第二に四季の里内の私道です。この問題につきまして、当時の四季の里の開発業者が倒産いたしまして、販売残りの区画また私道をメガソーラーを企図します事業者が取得しておりまして、さらに周辺、別荘開発予定であった林地を同事業者が取得する動きがございます。四季の里住民に対する通行制限又は道路の管理料を徴収するという話もありまして、またさらに、その業者が取得した道路を自治会に譲渡してもらおうと協議をしておりまして、ところが自治会として出資金には限界があることをその業者に述べますと、その業者は、では自治会で別の出入り口を造ってくださいと対抗する姿勢を取っております。また、住民は袋小路どころか封鎖されかねない状況に陥っているところでございます。四季の里の住民は、霧島市の移住定住の呼び掛けに応じまして、他府県から移住してきた者、私もその一人でございます。その者が多数居住しておりまして、この状況に、皆、非常に落胆しております。現在、自治会を立ち上げまして、認可地縁団体を申請中であり、住環境の保全の動きを進めているところであ

りますが、移住定住にこの場所は不適と判断して、再移住を考えなければならないところまでに至っております。第三に医療格差であります。当地は、医療過疎地であります。先月、傷病者が発生しまして救急搬送を119番に要請しました。霧島市消防局へ患者の救急搬送を要請して、杉安病院までの搬送を完了するまでに45分掛かっております。自治会総会、臨時総会におきまして、都市部の医療行為と平等化を図るためには、急病発生時に当地に即医療従事者に往診に来ていただくということが必要不可欠であります。そのためには、どのようにすることが望ましいのか、また、狭名田、市後柄等の近隣地区の方々にも、この医療過疎状態を緩和させるために、四季の里の立地を活用して、何か寄与することはできないかということに着目しまして、将来構想を実現していく方針になりました。自治会によるドクターヘリのランデブーポイントなる着陸用地を設定いたしまして、霧島市消防局へ候補地として推薦書を県のほうに推挙していただくことを自治会では考えております。このような三つの情勢から災害発生時に袋小路のため緊急車両の進入経路が一方向しかなく限定され、かつ大型緊急車両の進入が不可能であります。また唯一の脱出経路を業者による道路用地占有及び災害等で塞がった場合、ほとんどが高齢者である住民を山地経由引率避難させなければならないこと、さらに周辺地区の方々もドクターヘリの要請に至った場合に、四季の里内に設定予定のランデブーポイントに広域農道からの円滑なアクセスを可能にするためにも、この霧島市道を拡張し代替経路を確保して、当地及び周辺地区住民の方々の不安を軽減していただきたく陳情したものであります。早急なるお計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、説明が終わりました。これより陳情第2号について、陳述人への質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（蔵原勇君）

本市においては、お陰様で、移住定住等で多くの方が県内外からお出でになっていただいているわけですが、この四季の里に、ここ三、四年の間にどのくらいの方がおいでになっていらっしゃるのでしょうか。

○陳述人（永野洋君）

現在5名です。

○委員（蔵原勇君）

三、四年で5世帯という捉え方でよろしいでしょうか。

○陳述人（永野洋君）

5世帯です。

○委員（蔵原勇君）

ここの世帯数の総数等を教えていただけないですか。

○陳述人（永野洋君）

23世帯であります。

○委員（蔵原勇君）

ここに常時お住まいの方、あるいは月に三、四回、あるいは一、二回の方々、この辺は把握されていますか。

○陳述人（永野洋君）

現在、四季の里に居住されている世帯は、13世帯の方が住まれています。それ以外の10世帯の方は別荘地として利用されているという状況です。

○委員（蔵原 勇君）

正確なことではなくても、月に1回とか2回の方とか、そういうことが分かれば、また調査されて教えていただければと思います。

○陳述人（永野洋君）

正確なところは把握しておりませんので、今、おっしゃったところを調べたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

今、説明を頂きましたけども、陳情される大きな原因の一つに、陳情書にもある別荘開発予定であった林地を同事業者が取得する動きがあると。それと四季の里住民に対する通行制限、道路管理料を徴収するとの話もあるということで、我々が、この文書を見れば非常に抽象的なんですけれども、その辺の詳しい現状を、もうちょっとお話ししていただけないか。

○陳述人（永野洋君）

その業者と、先月話をしました。実際に協議をしたところはその1社だけです。その開発業者が太陽光の関係の用地を取得等はしております。細部につきましては、周りの林の部分、四季の里のさらに北側の林の部分のところの業者につきましては、私どもも正確には把握しておりませんので、把握でき次第報告をしたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

市道から上に入っていったわけですが、皆さんが、家を建てられてお住まいになっている所は、当初からここは入っていなかったのですか。どういう流れになっているのですか。

○陳述人（松岡克明君）

もう一度お願いします。

○委員（木野田誠君）

図面の黄色の部分は、下の市道から四季の里に入っていく道路です。入って行ってゴミステーションがあります。その部分の道路は、皆さんが、家を建てられる時に買われた不動産屋さんか何かが、そこを一緒に持っていたわけではないのですか。

○陳述人（松岡克明君）

私が購入するときには不動産屋のほうから、説明というのは特別なかったんですが、この現状で、当然、ここには債権の方もいらっしゃるということも含めまして、ここ一、二年でしょうか、こういう事態が、皆さんもお聞きになられていると思うんですけども、よそからの方々がたくさん入っ

てくる。私はそこは分からないんですけども、海外からもという動きが出ておりましたので、この道路に関して、正直、初めて関心を持つような状況であり、と同時に、住民の方々は、現状の把握を最近しっかりなされるようになってから、こういう事態が起きたというふうに認識しております。

○委員（植山利博君）

この四季の里が造成されて販売をされた時期はいつ頃でしょうか。

○陳述人（松岡克明君）

私も途中から入りましたので、はっきりした数字は把握してございませんけれども、一番古い方からお聴きした話では、27年前ぐらいというふうに聴いております。

○委員（植山利博君）

先ほど世帯数をお示しになったんですけども、ここ三、四年の間に5世帯5名というふうに聴いたんですけど、それでよろしいですか。ということは、一人の方が5世帯で5名の方が、新しく入居されたという理解でよろしいですか。

○陳述人（松岡克明君）

4世帯か5世帯で、詳しくはちょっと把握しておりません。

○委員（植山利博君）

3世帯か4世帯ということは、お一人のところはほとんどで、2名の方が1世帯という理解でよろしいですか。3世帯で5名ということは、それが明確ではなかったら、また後でこちらで調査をしますけれども、独居の方がほとんどだという理解でよろしいですか。

○陳述人（松岡克明君）

一人の方もいらっしゃいますけれど、二人の方もいらっしゃいます。含めてです。

○委員（植山利博君）

では、明確ではないという理解をしておいたほうがいいですね。こちらのほうで、後ほど調査をさせていただきます。永野さん自体は何年ごろ移り住まれたのか、何名でお住まいなのか、良ければ教えてください。

○陳述人（永野洋君）

私の所は妻と2名であります。2年前に四季の里へ住居を移転しております。

○委員（植山利博君）

大変恐縮ですけど、松岡さんは何年前で、何人でお住まいですか。

○陳述人（松岡克明君）

私は、熊本のほうに日頃おまして、別荘という形で使わせていただいています。家内と2名です。

○委員（植山利博君）

建っている戸数が全部で幾つというのは把握ができていますか。もし知っていなかったら教

えてください。

○陳述人（松岡克明君）

およそですが、多分30棟くらい建っていると思います。

○委員（植山利博君）

自治会を地縁団体化するという取組を、これからされようとしているようではございますけれども、その加入者は何世帯何名になりますか。

○陳述人（永野洋君）

自治会としての構成員は、正確な数字は把握しておりませんが、約40名強おります。そして住所を置いている者は21名で、認可地縁団体の名簿を提出していると認識しております。

○委員（植山利博君）

この陳情のタイトルは、市道拡張を求めるといふふうになっているわけですが、現地で入口になる場所を、出口になる場所を、市の職員のほうから説明を聞いたわけではございますけれども、市道の拡幅というより新設ということになるのではないかなと理解したんですが、その認識はいかがですか。

○陳述人（永野洋君）

議員がおっしゃるとおり、市道という部分は2 mくらいの幅で細いものがございまして。その途中は、四季の里に通ずるところは、土地を債権業者が持っていたり、水利のところを持っていたりというところで、その部分は、確におっしゃるとおり新設になります。我々も、そこは把握しておりましたが、我々は、霧島市道のその2 m部分の拡張及びその新設のところの要望をしたいと考えています。

○委員（植山利博君）

現地で説明を受けたところによると、今おっしゃったその2 mの道路は里道だという位置付けで、市道ではないというふうに、私は理解したわけですが。その里道の部分を含めて、新設の市道の整備という理解でよろしいですね。

○陳述人（永野洋君）

委員のおっしゃるとおりです。

○委員（木野田誠君）

四季の里は、恐らく昭和50年代後半に開発されたと思います。自分の個人の家を造る時は、必ず自分の敷地から公道に接していないと、家を建てる許可は出ないんですね。多分、ここも公衆用道路は民間が所有していても、みんなが使う道路として公衆用道路としてなっていると思うのですが、仮に図面の黄色の部分の部分が公衆用道路となったとしても、公衆用道路を占拠するということは不思議でならないんですね。その辺の公衆用道路としての必要性、ここを、言えば閉鎖するというような形で業者は思っているわけですね。その辺のその業者との話合いというのはされていると思いますけれど、どういうふうになっているのですか。

○陳述人（永野洋君）

委員がおっしゃるとおり、公衆用道路ですので、それを封鎖するとかそういうことはできないと私どもも認識しております。その協議の中でも、不動産業者、太陽光関係を含めて、その業者のほうは、そこは認識しております。ただ、我々がそこを譲渡していただく上で出すお金には限界がありますと。そういったところを正直に申し上げますと、向こうの考えとしては高くで売りたいと。ある土地をパックで自治会に売却するという腹づもりでおありまして、そうすることになると、我々も出資金を集めておりますが、それには本当に限界がございます。その道路だけを買おうとして集めているわけではありませんので、その内側道路とか、そこらも債権業者に渡っておりますので、そちらも買い戻さなきゃいけないという状況で、その道路だけに、そんな多額のお金は掛けられませんと言ったところ、それでしたら自治会さんで道路を造ってくださいということですよと言われてまして、我々は、そのところで先月は協議が終わっているところであります。

○委員（木野田誠君）

その話の交渉の中で、開発した時点で公衆用道路としてできているわけですから、それを今になって買うとか買わないとかというのは、それ自体がおかしな話で、個人的な見解から言うと、そこは、やはり業者とまず交渉して、その正当性を主張される必要があるんじゃないかなと私は思います。

○陳述人（永野洋君）

おっしゃるとおり公衆用道路ですので、そういう形で占用するということはできないと思っております。ただし、この四季の里の公衆用道路の部分、土地の部分もどっちも債権回収株式会社というところに今は債権は流れていきまして、その債権回収株式会社とその不動産屋とは交渉しまして、その公衆用道路も含めて土地を購入しているわけです。ですので、その委員がおっしゃる公衆用道路の売買をおっしゃったんですけれども、その部分は、実際に債権回収株式会社が債権として持っておりますので、売買は土地を含めてできているというのが現状であります。

○委員（植山利博君）

今おっしゃっている意味も分からないでもないんです。公衆用道路の名義が特定の企業なり特定の個人の名義になっているという例はよくある話で、例えば霧島市道であっても、その中に一部個人の名義の土地が存在するという事は、よくあることなんです。ですから通常は宅地開発をした場合は、宅地開発をした業者が整備をした道路は、全部出来上がったあとに自治体に寄附採納をします。でなければ、ずっとその開発業者が維持管理にコストを掛けなければならないわけですから、開発の敷地内の公衆用道路については、自治体に寄附採納をするというのが、常識的な進め方なんです。それがなされていないわけですので、先ほどから木野田委員が言われるように、公衆用道路を特定の企業なり特定の個人が封鎖するという事は、これはできないだろうというふうに思いますので、法律の専門家なり行政の相談の窓口なりで、そのところはきちっと相談をされればいいのかというふうに思っております。そこでお尋ねをしますけれども、この公衆用道路を以前の開発業者なり、今の所有者なりに公衆用道路なので、このまま持つておられると維持管理に経費が、そ

ちらが掛かりますよと、だから自治体に寄附採納されるつもりはないですかというような相談を、自治会としてされた経緯はないですか。

○陳述人（松岡克明君）

ここの開発者ですけれども不在でして、連絡が全くつかないという状況です。それが第一なんですけれども、結果的に今後のことを考えた上で、もちろん道路は傷んでくるでしょうし、その管理につきましても、自治会が実際に発足したとしても、同じことが言えるというふうに思います。そこで、今、本当に話合いという場では、なかなか非常に入口の道路は、先ほど委員に見ていただいたんですけれども、占有されるかもしれない。ただ、法律の問題で確かに通さなくすることはできない囲繞地通行権とか、いろいろあると思うんですけれども、車が入れなくても人が通れるという状況であったら通行は可能ということであれば、本来の道の道路の機能というのは、それで果たすのかどうかという部分も疑問として残りますし、とにかく、市とか県とかに道路の部分の先々を見た上での管理の部分での話合いという分で、また持ち帰ってやらせていただきたいとは思いますが。

○委員（植山利博君）

ここに住んでいらっしゃる方々にとっては非常に不安な材料であって、それこそ生活を根底から揺るがすような問題ですから、非常に重要な課題だと私も認識します。このことが、今回いきなり陳情として出てきたわけですけれども、このことを行政に御相談をされた経緯はないですか。

○陳述人（松岡克明君）

直接の相談というのはございません。古くからおられる方もいらっしゃいますので、まず現状の把握等を致しまして、その中で、どういうふうに今から持っていくのか、もちろん最終的に市に移管できるようなことがあることが一番幸いなんですけれども、まず地元で住まいの方もいらっしゃるの、足固めから先というふうに段階をへて話合いを今やっておりますので、いろいろよろしくをお願いします。

○委員（植山利博君）

今までお聴きをして、議会にこういう形で陳情を出されて、我々もその課題の重要性を初めて認識をしたわけですけれども、生活する上で非常に困られたことは、まずは行政の窓口にご相談されれば、彼らは我々以上に法的な知識も現場の知識もありますので、そこで何らかの住民の福祉向上のための対応をされると思います。このことは良いきっかけにはなりましたが、ぜひ自治会を挙げて、行政のほうにもしっかりと御相談をされることを、私はお薦めしておきます。

○委員（阿多己清君）

情勢の中にドクターヘリのランデブーポイントを設定をというような文があるんですけれども、この団地内に候補地を持っておられるのか、そこらをお示してください。

○陳述人（永野洋君）

図面の一番右上部分が大体60m×40mのスペースがございますので、そこは林になっておりますので、そこを造成等を考えておりますので、そこが候補地です。

○委員（阿多己清君）

林地になるのかもしれませんが、分譲されていないのか名義はどなたのものなのか分かり
ますか。

○陳述人（松岡克明君）

開発者の大協ハウス販売株式会社です。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳述人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 1 1 時 1 5 分」

「再 開 午時 1 1 時 2 0 分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き陳情第 2 号を議題とします。陳情第 2 号に対する執
行部の見解の説明をお願いいたします。

○建設部長（島内拓郎君）

陳情第 2 号，霧島田口地区の市道拡張を求める陳情について，御説明申し上げます。霧島田口地
区の四季の里内の既設道路と本地区の南側に位置する市道泉水～市後柄線を結ぶ新設道路の整備に
つきましては，陳情にありますルートを実地や図面等で確認しましたところ，延長が約130mで道路
の起点と終点の標高差が約22mあります。このルートの縦断勾配は約17%あり，道路構造令で定め
る縦断勾配の特例値である12%を超える勾配になりますので，本ルートでの計画は困難であり，基
準を満たすルートを検討する必要があると考えます。仮に縦断勾配の基準を満たすためには，約200
m以上の距離が必要になります。また，道路を新設するためには市道路線認定基準要綱に定める市
道認定路線の基準や条件等を満たす必要があり，接続先の四季の里内の道路につきましても，同要
綱の条件等を満たす状態にして市に寄附することが前提となります。このように，要望されている
道路を新設するためには様々な課題を解決する必要があり，早期に市道を整備することは困難であ
ると考えております。したがって，まずは，現在，利用されている既設道路を取得した事業者
と協議し，地元が共有で所有権を確保するなどの措置をとられることが望ましいと考えております。
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

本日提案されております陳情書について，陳情者の説明を受けたわけですが，私自身も今現在，
四季の里へ通じている道路の在り方を明確にする必要がありませんかというふうに尋ねました。そ
れで陳情者に，これまで行政のほうにその道路の展望について御相談されたことがありますかとい

うお尋ねをしたら、これまで相談したことはないということでしたので、道路の新設というのは、今言われるように非常に課題が多くて、一つずつその課題を潰していく必要があるんでしょうけれども、この地域の方々は非常に不安を持っていらっしゃる。新しい所有者が、道路まで含めて所有権を持っておられて非常に不安を持っておられますので、このことについて、しっかりと行政として最善の方法を地域の方々にも説明し、業者との関係の中に入って、私は、この業者も道路の維持管理を、これ以後ずっと永遠にするには相当なコストが掛かりますから、業者が市に寄附採納されるのが一番合理的ですと、普通、宅地開発を民間がやる場合は、そういう手法をとられますよということも申し添えておきましたので、そういう形で助言、指導、相談に乗られるべきだと思いますが、そのことについていかがですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

今、委員の言われたとおり、こちらのほうで今まで相談というのは聞いていなかったところなんですけれども、今言われたように開発される場合には、やはり市に寄附され維持管理をお願いするというのが多くあるところでございます。ここにつきましては、市に寄附されていない状況ですので、寄附採納される希望がありまして、そういった条件をクリアできると、寄附を受けて市のほうで維持管理ということもできますので、そこらはまた協議できると思います。

○委員（木野田誠君）

この件を執行部で知ったのは、今回の陳情が出てからということでもいいですか。

○建設部長（島内拓郎君）

陳情が出てから初めて知りまして、現場のほうに行ったところでございます。

○委員（木野田誠君）

私も法律的な知識は持ち得ておりませんが、こういう開発地で公衆用道路という形で1本は入っているわけですね。法律的なことと言うと、出入口が2か所以上ないとだめだというような法律かなにかありますか。

○建設部長（島内拓郎君）

委員のおっしゃるような法律は、私は存じておりません。

○委員（木野田誠君）

1か所でもいいということですが、この件については初めて聴かれたということですが、市内に他にこういう事例というのは、今まであったのですか。

○建設部長（島内拓郎君）

このような所は、開発行為でよくあるケースであります。その場合は、開発業者の方が市道を同程度に開発して寄附採納する例もありますし、このように例えばこの中の地権者の方々が、共有持ち分をもって、その道路を管理するというケースもございます。

○委員（塩井川幸生君）

公衆用道路となっている部分の上に、メガソーラーを造るというようなことを聴いていましたか。

○土木課長（猿渡千弘君）

市道からの取付道路があるんですけども、その市道につきましては、今、私どものほうで拡幅計画を持っているということで、現場でも御説明させていただいたんですけども、ちょうどその入口のところの部分につきましても、道路拡幅のために一部用地が必要ということで交渉をさせていただきまして、御協力を頂いたところでございます。相手方と話をしている中で、その方が、その土地を買われたのがメガソーラーの計画があるということで、どうしても道路がないといけないということで購入したということは、お聴きしているところです。

○委員（阿多己清君）

現在、公衆用道路なんですけど、転売をされて通行ができなくなるおそれがあるよという部分が、住民の方々の不安が第一だろうと思うんですけど、今回、転売されてそこが公衆用道路と登記上もなっていますので、そうした場合には、そこを通行させなくなるとか、そういうことはあり得ることなのか、そこを確認をお願いします。

○建設部長（島内拓郎君）

公衆用道路と言いましても民地でございます。いろいろなケースを調べたんですけど、個人の名前とか多数での名義とかありますので、その方にお金を払って通るというケースもございます。袋小路通行権というのがございまして、人は通らせても車は通さないというケースもないことはないと思います。

○土木課長（猿渡千弘君）

補足ですが、その土地を買われた方につきまして、そういう話を担当の者がしたところ、通行させないとかということは、全然考えていないということは話をしておりました。

○委員（植山利博君）

その辺のやり取りを、土地を所有された業者も将来的な展望を持っていらっしゃるわけですから、市としっかりと協力をお互いがしていけないといけない立場にある。そこには、現在住んでいらっしゃる方々もいらっしゃるわけですから、その方々の生活権をしっかりと担保することも市の責務だろうと思いますので、重ねて申しますけれども、住民の方々にとっても安心して暮らせるような取組を求めておきたいと思います。

○副委員長（厚地覺君）

参考までにですが、二、三年前に牧園でそういう事例があったんです。開発業者が開発して、七、八戸分の土地を分譲したんですけども、そのあと景気が悪くなって、土地そのものは全部売却したんですけども、公衆用道路が残っていたんです。ところが第三者に売買をしたものですから、私道だからこの道路は通らせないということで、七、八軒の全員が何百万円かお金を払ってやった事例があることはあります。それも舗装道路であったものですから、相当のお金を払ったみたいで。これは参考になるかならないか分かりませんが、そういう事例がありました。

○委員（阿多己清君）

現在、公衆用道路なんですけれど、幅員を建設部で把握されていれば教えていただきたい。そして、今後協議がうまく整って、市に市道として寄附採納をするとした場合は、道路の幅員とか条件があると思うんですけれども、そこらの条件を満たすのかどうかを教えてください。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

霧島市市道路線認定基準要綱というものがございまして、その中に幅員、勾配等がございます。道路の幅員は原則として4 m以上とございますので、この点についてはクリアをしております。ただ先ほどの部長の説明にありましてとおり、道路の縦断勾配が原則として9%。ただし地形上やむを得ないものにつきましては12%以下となっておりますので、この点について市道認定するには基準を満たしていないということになります。

○委員長（池田綱雄君）

今の仮屋園課長の答弁にある12%以上の勾配が、その道路に何箇所くらいあるんですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

先ほど現場を見ていただいた入口のところにつきましては、その区間につきましては十五、六%の勾配があったようでございます。その中につきましては細かく測っていないので分かりませんが、今言った12%以上の勾配になっていると思いますけれども、先ほど建設施設管理課長が話をしました市道認定としてはちょっと難しいと思いますけれども、公衆用道路で寄附採納を受けるというのは可能だということです。

○委員（蔵原勇君）

いろいろと提案をされているようですけれど、現在利用されているこの既設道路を取得された業者と地元が土地を確保するようになって、それからが一つの入口になるのかなと思いますので、そういう両面を考えて執行部のほうも対応していただければ有り難いのかなと思います。

○土木課長（猿渡千弘君）

繰返しになるかもしれませんが、先ほど言った用地交渉の段階で、そういう話があったものですから、できるだけ地元のほうと協議をしてもらって、いい方向で進めていただければという話はしているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時36分」

「再開 午後11時38分」

△ 議案第44号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第44号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第44号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正につきましては、過疎法の改正がございましたので提案しております。詳細は、担当課長が御説明申し上げます。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

議案第44号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正につきまして、概要を御説明いたします。資料は、議案の9ページになります。また、一部改正条例新旧対照表の3ページから5ページも併せてご覧ください。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成29年4月1日施行されたところでありますが、その改正の中に地方税の課税免除等に伴う措置として、固定資産税の課税免除をした場合に、その減収分に対し、3年間地方交付税により補填する措置の対象業種について、情報通信技術利用事業（コールセンター）を除外し、新たに農林水産物等販売業が追加されました。つきましては、今回の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律と同様に、本条例においても固定資産税の課税免除の対象業種について情報通信技術利用事業（コールセンター）を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するものであります。以上が、議案第44号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正についての概要になります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

情報通信技術利用事業（コールセンター）を除外するということですが、ここのことについて、もう少し具体的に内容をお示しいただけませんか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

コールセンター、この事業につきましては、一般的に賃借で進出するのがほとんどでございます。そういう状況の中で、全国的にだと思えるのですけれども、なかなか過疎地域への進出がないということが背景にありまして、こういう形で今回コールセンターを除外して、農林水産物等販売業を追加したものというふうに考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

現実的ではないと。実際、課税免除するような対象が現実的にないので外したということだろうと思いますが、新たに農林水産物等販売業を加えたという根拠、これは特産品の販売所とか物産館とか、そういう理解でいいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

農林水産物等販売業とは、過疎地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若

しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において、主に他の地域の者に販売することを目的とする事業でございます。

○委員（木野田誠君）

過疎地域ということで書いてありますけれども、分かりやすく言うと旧霧島町は入っていないということで理解すればいいですね。

○企業振興室長（住吉謙治君）

霧島市の中で過疎地域になっておりますのが、旧横川町、旧牧園町、旧福山町の3地域でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第44号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時43分」

「再開 午後11時44分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより自由討議に入ります。先ほどの議案審査順に行います。

△ 陳情第2号、霧島田口地区の市道拡張を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

まず、陳情第2号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第44号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第44号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。

△ 議案第44号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

議案第44号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第44号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第44号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 陳情第2号 霧島田口地区の市道拡張を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情処理に入ります。陳情第2号、霧島田口地区の市道拡張を求める陳情書について討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

先ほどの説明若しくは現場を確認した上で、この陳情は、本日採決をすべきだというふうに思います。

○委員（木野田誠君）

現在ある公衆用道路のことにつきまして、我々が頂いた陳情と同時に相談というような形で執行部も知ったということでありまして、これは公衆用道路のことでありまして、それが解決するのが一番だと思いますけれども、新たに陳情書にある道路の新設あるいは拡幅については、ここで採決するよりも、そちらの公衆用道路のほうの解決を見てからでもいいのではないかなというような感じもしますので、継続でもいいのではないかなというふうに思います。

○委員（中馬幹雄君）

この陳情書につきましては、公衆用道路の関係が主になっておりますが、陳情された自治会のほうとしましても、実際に動きがあるとか徴収するような話もあるというような形で確定していないんですよね。ですから、そういうものはあくまでも仮定の状況であるのではないかなというふうに私は思うのであって、今の段階においては、この陳情書については採決をしたほうがいいのではないかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ただいま採決と継続との意見がありました、ここで採決すべきという方の起立を求めます。

[採決すべきという者起立]

起立者多数ということで、採決するという事に決まりました。したがって、陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（植山利博君）

先ほど私は、この陳情については本日採決をすべきだという主張をしました。自由討議の中で述べれば良かったのですが、討論と同種の内容になると思いましたので、討論のところで、なぜ採決をすべきであったか、そしてなぜ不採択とすべきであったかを申し述べさせていただきたいと思います。まず、この陳情のタイトルが霧島田口地区の市道拡張を求める陳情書となっております。これは内容的には、市道の新設を求めるということであって、この陳情書そのものにも若干不備があるのかなというふうに思います。それから道路を新設するには、スタートのほうは市道ですけれども向こうが公共の道路になっていない。そして、この道路計画の線を見ると高低差が22mあって、今回の提案をされた案件では勾配が17%を超えることになるので、これは市道として整備をする路線にはふさわしくないと。だから、もし市道として整備をするのであれば、新たにルートも設定をしなければならぬというようなことで、市道路線認定基準要綱にもそぐわない状況にあります。ただ、この四季の里の方々が抱えていらっしゃる課題は、非常に困っていらっしゃいますので、執行部も地権者としっかりと協議をして、その道路の管理の在り方若しくは市道認定はともかく、市に寄附採納させるような方向性も業者とも折衝したいという答弁でありましたので、とりあえずは、その方向で進めてもらって、もし市道として新たに整備をすることが可能な環境が整った時点で、もう一回検討すべきだというふうに思います。ですから、今回のこの陳情はとりあえず不採択とすべきだという旨を申し述べて、私の反対討論と致します。

○委員長（池田綱雄君）

採択すべきという方の討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（池田綱雄君）

ないようですので、討論を終わります。採決します。陳情第2号について採択すべきという方の起立を求めます。

[起立者なし]

起立者ゼロ。したがって陳情第2号は、全会一致で不採択とすべきものと決定しました。以上で、陳情処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（有村隆志君）

今回の審査の中ではっきりしたことは、住民の方が一番不安にされていた通れなくなるのではないとか使わせないのではないかということ、執行部からの聞き取りの中で、そういう考えはないということでしたので、今後、そういうところも話し合っただけでいいというのを付け加えていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは委員長報告については、委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 54 分」

「再 開 午後 11 時 59 分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

先日、当委員会が久留米市で行った行政視察のテーマの創業支援、空き店舗対策、事業継承について、霧島市の実態これからの展望という形で、閉会中の所管事務調査をしてはどうかと提案をしたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

あえて、それを行政視察の内容についてとしますか。それとも産業建設常任委員会の所管事項についてという中に含まれているという考え方でよろしいですか。

○委員（植山利博君）

大きなくくりでいいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、閉会中の所管事務調査の調査項目については、議員と語ろかいで出た箇所の調査とその他産業建設常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 正 午」

以上，本委員会の概要と相違ないと認め，ここに署名する。

委員長 池田 綱雄